

令和3年9月30日

豊明市立小中学校 保護者の皆様

豊明市教育委員会教育長  
伏 屋 一 幸

## 「緊急事態宣言」解除に伴う学校教育活動の対応について

日頃は豊明市の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、政府は、9月末の期限で「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置」を全面解除とする方針を決定しました。愛知県は10月1日（金）以降、独自の厳重警戒措置をとることになりますが、これに伴い県教育委員会から県立学校へ下記のように通知がありました。豊明市立小中学校においても、この通知に準じて教育活動を行ってまいります。ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

### 記

#### 【登校について】

- (1) 児童生徒に発熱等のかぜ症状が見られる場合、登校させないでください。（すぐに解熱したり症状が治まったりした場合でも、念のため1日程度登校を控え、医療機関を受診してください。）
  - (2) 同居家族が濃厚接触者に特定された場合や、同居家族がかぜ症状等によりPCR検査等を受ける場合、児童生徒の登校については、学校にご相談ください。
- ※ (1) 及び (2) の結果、登校を見合わせた場合、出席停止とし、欠席扱いにはなりません。

#### 【教育活動上の対応について】

- (1) 感染対策を適切に実施した上で、「感染のリスクが高い学習活動」を徐々に再開する。
    - ・ 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験・観察」
    - ・ 図画工作、美術における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
  - (2) 「特に感染のリスクが高い学習活動」の再開は、地域の感染状況に応じて、慎重に検討する。
    - ・ 各教科に共通する活動として「児童生徒が近距離で対面形式となるグループワーク等」
    - ・ 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
    - ・ 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
    - ・ 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
- ※ 豊明市においては、感染状況が落ち着いているため、(2) の活動についても感染対策を適切に実施した上で徐々に再開します。

#### 【修学旅行等の校外行事について】

- 行き先の感染状況を確認し、必要に応じて目的地や内容を見直すなど感染防止対策を徹底した上で、適切に実施する。

#### 【部活動について】（豊明市独自）

- (1) 活動時間や活動場所を考慮し、感染防止対策を講じた上で再開する。
- (2) 公式戦への参加は、周辺地域の感染状況や学校事情を踏まえた上で慎重に検討する。
- (3) 対外的な練習試合や合同練習は10月17日（日）まで実施しない。（学校事情により、実施しない期間を延長することがあります。）

※ 国や県から新たな指示が出た場合や、今後の感染拡大の状況によって対応を変更する場合がございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

【 問合せ先：豊明市教育委員会 学校支援室 電話 92-1292 】